

政令第 号

空港法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、空港法（昭和三十一年法律第八十号）第五条第一項、検疫法（昭和二十六年法律第二百一号）第三条及び第二十七条第一項並びに関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第二条第一項第十二号の規定に基づき、この政令を制定する。

（空港法施行令及び検疫法施行令の一部改正）

第一条 次に掲げる政令の規定中「新石垣空港」を「石垣空港」に改める。

一 空港法施行令（昭和三十一年政令第二百三十二号）別表第三新石垣空港の項

二 検疫法施行令（昭和二十六年政令第三百七十七号）別表第一沖縄の項及び別表第三新石垣空港の項

（関税法施行令の一部改正）

第二条 関税法施行令（昭和二十九年政令第百五十号）の一部を次のように改正する。

別表第二中「沖 縄＝新 石 垣」を「沖 縄＝石 垣」に改める。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

理由

新石垣空港の名称を石垣空港に変更する必要があるからである。